

参議院議員通常選挙における選挙公報配布業務に関する質問及び回答

京都市選挙管理委員会事務局

	質問	回答
1	日本郵便株式会社のサービスであるタウンプラスの利用は可能か。 可能な場合、送付に使用する封筒などに、内容物をどう表記すれば良いのか。	配布期限内に全戸配布が可能であれば、タウンプラスの利用を妨げるものではありません。また、利用する場合、内容物の表記は「第27回参議院議員通常選挙 選挙公報在中」程度の想定ですが、詳細は受託者決定後の相談事項となります。
2	マンションなどの集合住宅は、管理人不在時に投函して問題ないか。	問題ありません。
3	チラシ併配は絶対に認められないのか。	認められません。
4	仕様書8(2)に記載の配布状況報告について、次の場合は報告対象になるか。 ① 配布時に管理人に断られて配布できなかった場合 ② ポストが詰まっていて投函できなかった場合	①は報告対象です。なお、選挙公報は法定の配布物であるため、その旨を管理人に丁寧に説明し、理解してもらえるように努めてください。 ②は報告対象ではありません。
5	受取り場所を2～3か所程度の複数個所にすることは可能か。	2～3か所であれば可能だと考えていますが、参院選の選挙公報の作成・納品は京都府選管が行うため、詳細は受託者決定後の相談事項となります。
6	電話受付対応について、17時以降は転送対応することは可能か。 もしくは携帯番号などでも良いのか。	市民へ周知する電話番号や周知内容が複雑でなく、かつ市・区選管や市民からの問合せに対応が可能であれば、その方法は問いません。
7	委託料は配布部数に1部当たりの配布単価を乗じた金額となるのか。	今回の業務委託は単価契約ではなく、受託事業者募集要項の「5：委託金額の上限」に記載のとおり、税込み2,200万円を上限とした総価契約となります。
8	残余の処分方法について、費用が掛かる処理方法での対応は必要か。 その場合の委託料請求金額は、残余数によって変動することは問題ないか。	仕様書の「11：その他(3)」に記載のとおり、飛散や第三者の目に触れるなどのことがないよう受託者の責任において適正に処分していただければ、その方法は問いません。 また、上記7の回答のとおり、今回の業務委託は総価契約のため、残余数により委託金額が変動することはありません。